

第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の素案について

令和3年1月19日
障害者支援課

1 要旨

障害者が地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制等業務の円滑な実施を確保するため「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」を策定する。

2 計画の概要

(1) 位置付け

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- 障害者基本法により平成31年3月に策定した「広島県障害者プラン（令和元～5年度）」の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画

(2) 計画期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間

3 基本理念と目指すべき姿〔広島県障害者プラン（H31.3策定）〕

【基本理念】すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

【目指すべき姿①】障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現

【目指すべき姿②】障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上

【10年後の目指すべき姿】

県民の障害に対する正しい理解が進み、障害特性に応じた総合的な支援が行われることで、障害者とその家族が、地域社会の中で安心して暮らしている。

4 重点事項

(1) 地域共生社会の推進

- 適切な相談・支援や関係機関の連携等を通じた、生活の場の確保、多様な社会参加の機会の提供等とともに、住民と多様な主体が連携・協働し、複合的な課題や制度の狭間の問題等地域の生活課題の解決につなげるにより、地域社会の中で安心して暮らせる共生社会の実現

(2) 障害の重度化、高齢化、多様化等に配慮したきめ細かい支援

- 障害の重症化及び高齢化、並びに近年顕在化しつつある医療的ケア児（者）や発達障害児（者）等、障害児（者）一人ひとりの障害特性、障害の状態、生活実態や社会状況等を踏まえたきめ細かい支援の実施

(3) 自然災害、感染症への対策

- 障害者が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、近年増加する自然災害や新型コロナウイルス等感染症の拡大を踏まえた支援体制の整備

5 計画の評価と進行管理

計画推進のために、達成状況を年1回調査・把握し、広島県障害者施策推進協議会、広島県障害者自立支援協議会に報告するとともに、関係課や市町と情報共有し、必要に応じて目標の再設定や施策の見直し等を行う。

6 施策体系と主な取組（別記）